

平成23年度高齢者虐待の状況について

1 趣旨

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年4月1日施行）」（以下「法」という。）第25条に基づき、平成23年度の状況を公表する。

2 集計の概要

区分	内容
対象者	65歳以上の高齢者
対象期間	平成23年4月～平成24年3月
集計方法	養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

3 集計結果の概要（詳細は「別紙」のとおり）

（1）養介護施設従事者等による虐待

① 件数 1件（相談・通報届出件数 3件） *22年度 3件（相談・通報届出件数 3件）
施設種別は特別養護老人ホーム、虐待を行った施設従事者等の職種は介護職員であった。

② 市町村の対応

事実確認調査の上、施設長等への指導など、再発防止に向けて必要な措置が講じられた。

（2）養護者による虐待

① 件数 111件（相談・通報届出件数 178件）
*22年度 140件（相談・通報届出件数 209件）

② 概要

虐待を受けた高齢者の性別は女性が80%、男性が20%で、年齢は80歳代が48%、70歳代が31%を占めた。虐待の種別は身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待の順、虐待をした人は、息子、夫、娘、息子の配偶者の順であった。

③ 市町村の対応

養護者に対する助言・指導や介護保険サービスの利用による分離等により、再発防止に向けた取り組みが行われた。

4 県の取り組み

法施行後6年を経過したが、虐待の未然防止や早期発見に向け、また虐待が発生した際、迅速かつ適切に対応する体制を構築するため、以下の取り組みを行っている。

（1）法の趣旨等の定着を図るため、普及啓発の推進

（2）介護保険施設等に対する適切な指導や介護サービス従事者を対象にした研修の実施

（3）市町村及び地域包括支援センター職員を支援する権利擁護相談窓口の設置

（4）認知症や認知症高齢者等に関する正しい知識の普及